

静 県 薬 第 568 号
令和 5 年 11 月 15 日

各地域・職域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する
合同声明文等の公表について（周知依頼）

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 5 年 11 月 14 日付け日薬情発第 110 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ；瀬川
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：segawa@shizuyaku.or.jp



日 薬 情 発 第 110 号

令和 5 年 11 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会

担当副会長 川上 純一

新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文等の
公表について（周知依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、妊婦に対して禁忌である新型コロナウイルス感染症の治療薬について、患者が服用した後に妊娠が発覚する事例が多く報告されております。ほとんどの事例で処方前、調剤前に聞き取りやチェックリストを用いた確認が行われて問題ないと判断されておりますが、後から妊娠が発覚しております。患者さん自身も妊娠に対する十分な知識を無い場合があり、また、一部事例でチェックリストの活用等が十分でなかった事例も報告されておりますので、改めて十分な確認と丁寧な説明をお願いしたく、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本産婦人科学会、日本医師会および本会の 5 団体で合同声明を発出させていただきました。同声明文については本会の HP でも公開しております。

また、合わせて日本感染症学会、日本化学療法学会、日本産婦人科学会の 3 団体が患者さん向けの啓発資材を作成され、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部および厚生労働省医薬局医薬安全対策課よりそれぞれの周知について通知が発出されましたのでお知らせさせていただきます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年11月14日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する
合同声明文等の公表について（周知依頼）

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）あてに連絡しましたので、お知らせします。

別添

事務連絡
令和5年11月14日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する 合同声明文等の公表について（周知依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一般社団法人日本感染症学会、公益社団法人日本化学療法学会及び公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「関連学会」という。）並びに公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本薬剤師会により妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文が別添1のとおり、関連学会により新型コロナウイルス感染症の治療を受けられる女性の患者さん向け合同声明文が別添2のとおり取りまとめられ、公表されました。つきましては、貴管下の医療機関及び薬局に、当該合同声明文を周知するとともに、以下についても、引き続き周知をお願いいたします。

- ・ 製造販売業者が周知している薬服用時の事前のチェックリスト及び処方された女性患者と家族向けの資材を活用すること
- ・ 資材が活用され、かつ患者から服薬の同意が得られている事例においても、処方時点では患者が妊娠の可能性に気付いておらず、服薬後に妊娠が判明する事例が複数報告されていることから、妊娠している可能性（前回月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性があること等）について、入念に説明、確認を行うこと

別添 1

令和5年11月14日

新型コロナウイルス感染症の診療に携わる医療関係者各位

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の 処方並びに調剤に関する合同声明文

妊婦にとって禁忌とされる新型コロナウイルス感染症の治療薬が処方・調剤され、その後に本人が妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。その結果、実際に薬を服用した患者は大変に大きな不安を抱えて妊娠と向き合うこととなっています。

これらの事例の多くは、医師の問診に対するご本人による申告や処方前に用いられるチェックリストによる確認を通じて、処方について問題ないと判断されていました。また、処方箋が薬局に持ち込まれた際の、薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認の際にも、調剤について問題ないと判断されていましたが、結果として、妊婦への処方・調剤事例となっています。

新型コロナウイルス感染症の治療薬を処方される医師並びに調剤される薬剤師の方々においては、妊娠可能年齢の女性である場合、ご本人への問診の結果、妊娠の可能性がないと申告されても完全には排除できるものではないということに是非ご留意頂きたく思います。そのうえで、患者さんに丁寧な説明を行うとともに、妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症の治療薬を妊娠可能な世代の女性の患者さんに処方あるいは調剤するかどうかについて、くれぐれも慎重にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹

公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子

公益社団法人日本医師会 松本吉郎

公益社団法人日本薬剤師会 山本信夫

別添2

令和5年11月14日

新型コロナウイルス感染症の治療を受けられる女性の患者さんへ
お薬を飲むまえに、もう一度確認を！

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬について

新型コロナウイルス感染症と診断されたみなさんに安心して治療を受けていただくために、妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬についてお伝えしたいことがあります。

動物における実験で胎児に奇形を起こすことが確認されたため、妊婦にとっては禁忌である（使用してはならない）新型コロナウイルス感染症の治療薬を服用したあとに、妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。これらの事例では、医師の問診に対する患者さんの申告や処方前に用いられるチェックリストによる確認を踏まえ、処方は可能と判断されていました。また、その処方箋が薬局に持ち込まれた際にも、調剤前に薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認を通じて、調剤について問題ないと判断されていました。

しかしながら、内服した後に妊娠がわかった場合には、大きな不安や葛藤を抱えて妊娠と向き合うこととなってしまっています。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、そのお薬を内服したいというお気持ちもあると思いますが、あとでつらい思いをすることがないように、妊娠可能な世代の女性の患者さんにおかれましては、問診や調剤前、チェックリスト使用の時には妊娠の可能性はない、と申告されたとしても、内服前には、もう一度、最近数ヶ月間のことをよく思い出し、妊娠の可能性につき、思い当たる節がある場合には内服を控えるようにしてください。その場合には、お薬を保管しないで、ご自身で破棄するか、薬剤師に戻してください。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹

公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子